



うえの事務所通信 VOL.43 R7.8.20

今年の夏は連日の猛暑に少し辟易していましたが、先日の熊谷市の花火大会では、夜風が思いのほか涼しく心地よく感じられました。昼間の熱気を忘れるほど快適な空気の中で、今年初の花火を観ることが出来、夏らしいひとときを存分に楽しむことができました。まだまだ暑い日が続きますので、皆様ご自愛くださいませ。



by 事務員 H・A

不当解雇だ！と争いになった場合に有効な「解雇の撤回」

解雇をしたところ、その解雇が不当解雇だとして争われる案件が多くあります。

弊所でもこのようなご相談をよく受けるのですが、こういった状況になった場合に有効な手法が「解雇の撤回」です。解雇を撤回しないで徒に解雇が有効だと争い続け裁判等に突入し裁判で敗けると（多くの場合会社が敗けます）、後で莫大な額の金員を支払うことになりかねません。

ところが解雇を撤回すれば、この莫大な金員の支払いを免れることができます。解雇の撤回のリスクとしては、本人（多くの場合残念ながら問題社員です）が会社に戻ってくる可能性があることです。戻ってくることは少ないのですが、戻ってきてしまったらそれは受け入れるしかありません。

K's エステート事件（東京高判R6.12.24）では、社員の職場離脱の行動等を会社が問題視し、解雇したものの不当解雇だと言われ、会社は裁判では勝てないと思ったので、解雇を撤回しました。

解雇撤回後、会社が社員に対し職場復帰の環境整備をした上で就労を求めたのにもかかわらず社員が復帰せず解雇が無効だとする労働審判を起こしてき

ました。この事件では、裁判所は会社が職場復帰の環境整備をした上で就労を求めた以降については社員からの賃金請求は認められないとしています。

特に社労士先生などで「解雇してしまった」という企業からの相談を受けることがあったら、「解雇の撤回」について検討してみてください。



by 弁護士 上野俊夫

・・・ひとりごと・・・

先日、寄席見物に浅草演芸ホールへ行ってきました。

私は以前から書籍で作品や落語に関する資料を読んだり、YouTubeなどに投稿されている落語家さんの動画を見たりなどして、ずっと寄席にも行って実際に生で見てみたいと思っていました。

今回は、落語の作品は10作品ほど見るのができたのですが、中でも特に『金明竹』という古典落語の作品が楽しくて気に入りました。

せっかく浅草まで来たのだからと、奮発して一人でうなぎを食べて帰ったところ、家族からの非難を浴びてしまいました。



by 事務員 R・H

裏面にもご案内がございます↓

セミナーのご案内

◆セミナータイトル

「類型別・問題社員に対するアプローチ法」

※本セミナーは、3月17日および19日に太田商工会議所様、6月19日および26日に佐野商工会議所様に開催した内容と同様です。

◆セミナーのポイント

- ・問題社員を4つのタイプに類型化し、それぞれのタイプ別にアプローチ方法を解説
- ・問題社員を採用段階で見抜く、プロの視点を特別にご紹介

◆開催方法

オンライン(Zoom)

◆受講料

無料

◆参加資格

経営者の方

※お申し込みは 1社につき2名様までとさせていただきます。

◆お申し込み方法

下のQRコードを読み取り、お申し込みフォームよりお申し込みください。



←8月26日(火)開催
経営者様
お申し込みはこちら

弁護士執筆記事掲載のお知らせ

株式会社日本法令発行の雑誌に弁護士執筆の記事が掲載されました！ 社労士先生はもちろん、会社に社会保険料を支払わず休職している社員がいてお悩みの経営者様等、多くの方に参考にさせていただける内容となっておりますので、是非ご覧いただけますと幸いです。

◆「紛争解決手段としてのあっせんと

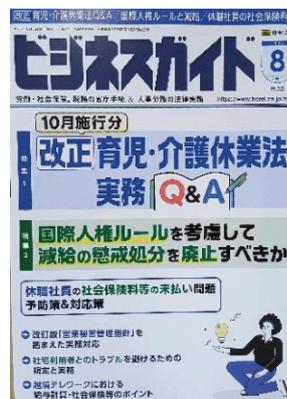
社労士による企業支援の可能性」

(『開業社会保険労務士専門誌 SR』第79号 2025年)

◆「休職社員の社会保険料等の未払い問題

予防策&対応策」

(『ビジネスガイド』No.960 2025年)



上野労務経営法律事務所
UENO LABOR-MANAGEMENT LAW OFFICE

発行編集責任者 弁護士上野俊夫

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL 0276-56-4736 FAX 0276-56-4735

EMAIL info@uenolawoffice.com URL https://uenolawoffice.com

本通信は弁護士職務基本規程における広告に該当します

